

2018年3月13日

佐賀県中小企業団体中央会  
会長 内田 健 様



日本労働組合総連合会  
佐賀県連合会 会長 青柳 直

## 要 請 書

拝啓 早春の候、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は当連合会の活動に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私たち連合は、2018 春季生活闘争（以下、春闘）を「経済の自律的成長」「包摂的な社会の構築」「人的投資の促進」「ディーセント・ワークの実現」をめざす取り組みと位置づけ、そのためには、引き続き所得向上による消費拡大をはかる必要があるとの認識のもと、すべての働く者の賃金の「底上げ・底支え」と「格差是正」の実現に取り組む考えです。

2018 春闘では、賃金の社会的水準確保を重視した取り組みを継続するとともに、とりわけ中小企業労働者や非正規労働者の月例賃金・時給の改善のために、「大手追従・準抛などの構造の転換」と「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の運動を前進させる取り組みを推進する考えであり、規模間格差是正の取り組み（中小の賃上げ）として、連合全体の平均賃金水準との差額を上乘せした水準に賃金カーブ維持分を含め、10,500 円以上を目安に要求する考えです。

特に、雇用労働者のうち非正規労働者は2,081 万人（労働力調査 2017.12 速報値）と約4割を占めており、質・量の側面で一般労働者（正規）と同等の仕事を遂行しているにもかかわらず、賃金や処遇に格差が存在する場合も多い実態にあります。また、非正規労働者の約7割を占めるパート・アルバイトの時間給は、一般労働者（正規）の6割に満たない水準であり、さらに非正規労働者の15.6%（296万人/2016年平均）は今の雇用形態を余儀なくされている不本意非正規であります。

超少子高齢化が進む中、企業の人材確保に向けた取り組みは一段と強まっており、このような時代だからこそ、すべての労働者が安心して働き続けられ、生活の安定のためにも早急に正社員として働く場を保障する必要があります。

あわせて、男女の人権が尊重され、その持てる能力を発揮できる社会を作っていくことは日本の社会・経済の活性化と持続可能性維持にとっても極めて重要であるとの認識のもと、職場における男女平等の実現が必要であり、健康で働き続けられる労働時間と過労死ゼロの実現、人口減少・少子高齢社会が進むわが国の社会構造を踏まえ、「社会生活の時間」の充実を含め、ワーク・ライフ・バランス社会（時短の取り組みを含め）の実現をめざす必要があります。

連合は、春闘での労働条件改善の取り組みとともに、すべての働く者の「底上げ・底支え」「格差是正」に向け、「政策・制度実現の取り組み」を運動の両輪として推し進める考えであり、安心社会の実現へ向け、生活改善・格差是正の取り組みとして、自治体の予算反映などを求め、その実現に取り組んでいます。

つきましては、別紙のとおり政策・制度を要請いたしますので、必要な措置について引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

敬 具